

大分県報

平成二十八年
二七八八号
六月十七日

（金曜日）

目次

告示

一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………

二 青少年に有害な興行の指定……………

三 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧……………

教育委員会告示

一 平成二十九年大分県立学校職員（海事職〔船長〕）採用選考実施要項……………

公告

一 平成二十八年登録販売者試験の実施……………

二 平成二十八年度クリーニング師試験の実施……………

三 家畜商講習会の開催……………

四 平成二十八年度狩猟免許試験の実施……………

五 平成二十八年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………

六 基本測量の実施……………

○告示

大分県告示第三百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年六月六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 青少年の自立を支える青空の会

三 代表者の氏名

澤田 正一

四 主たる事務所の所在地

大分市大字城原千七百二十六番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、自立困難な青少年の生活援助にあたり、自立に寄与すること、またその目的をもって活動する施設、個人を支援することを目的とする。また放課後の保育を必要とする学齢期の子どもの健全育成を促進する。

六 定款変更の内容

目的の変更
事業の変更

大分県告示第三百四十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・ 六・三	映画	緊縛絵師の甘美なる宴	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	診察室でFUCK 姉妹看護師	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	欲望に狂った愛獣たち	オーピー映画	
〃	〃	背徳の海 情炎に溺れて	オーピー映画	

THEレイプ いきなり！ぶち込
オーピー映画

大分県告示第三百四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項の規定により、平成二十八年年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定めたので、当該指針案を平成二十八年六月十七日から同月三十日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称	区域	存続期間	指針案を縦覧する場所
	国東市安岐町両子の市道両子寺参道線と両子山門道との接続点を起点とし、同所から遊歩道を南に進み、市道両子寺道一号线との交点に至り、同市道を西に進み、作業道との交点に至り、同所から谷を北西に進み、県有林走水と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、国東市と豊後高田市との境界に至り、同境界を北に進み、国東市		

区	国東半島鳥獣保護区特別保護地区	安岐町と国東市国見町との境界に至り、同境界を北東に進み、国東市安岐町と国東市国東町との境界に至り、同境界を南東に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み、両子寺奥の院に至り、同所から谷を南東に進み、市道両子寺道線二号线と両子寺山門道との交点に至り、同山門道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一ヘクタールの区域	玖珠郡九重町大字田野の国有林二二八林班のうち、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、か、よ、口、ロ一、二小班を除く面積八六ヘクタールの区域	平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで	大分県農林水産部森との共生推進室 大分県東部振興局農山村振興部
	牧ノ戸鳥獣保護区特別保護地区			平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで	大分県農林水産部森との共生推進室 大分県東部振興局農山村振興部

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第八号

平成二十九年大分県立学校職員（海事職〔船長〕）採用選考を次の要項により実施する。

平成二十八年六月十七日

大分県教育委員会 平成29年度大分県立学校職員（海事職〔船長〕）採用選考実施要項 大分県教育委員会

1 目的
大分県立学校の海事職（船長）を志望する者について、平成29年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
海事職（船長）	1人	平成29年度から大分県立津久見高等学校海洋科学校に勤務し、同校所属の実習船の船長として、各種航海（国際航海を含む。）における運行及び当該実習船の維持・管理等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和33年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた者
- (3) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する二級海技士（航海）の免許又はこれより上級の免許を現に有し、履歴限定及び能力限定（非BCDIS限定）が解除されている者、又は平成29年3月31日までに解除見込みの者
- (4) 第一級海上特殊無線技士以上の無線従事者資格を持つ者、又は平成29年3月31日までに取得見込みの者
- (5) 船長又はこれに準ずる経歴を有する者
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (7) 平成29年4月1日の採用に応じられる者

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成28年7月1日（金）から同年10月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・4②の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（船長）願書在中」と朱書きすること。 ・平成28年10月3日（月）到着のもの（必着）まで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
郵便番号 870—8503 電話 (097) 506—5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 海技免状の写し	・二級海技士（航海）以上の免状の写しを同封すること。
④ 返信用封筒 2枚 （「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「○○様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊^{のり}付封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ
(<http://kyouikuuoita-ed.jp/>) から入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

平成二十八年六月十七日

大分県庁（教育委員会）

平成28年10月7日（金）頃本人宛で発送する。

5 選考

- (1) 期 日 平成28年10月15日（土）
- (2) 試験場 大分県庁舎 別館6階 61会議室（大分市府内町3丁目10番1号）
（注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。
- (3) 試験内容及び日程

試験内容	・個人面接（30分） 人物・教養・専門性などについての個人面接
日 程	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

- (4) 携行品 受験票及び筆記具
- (5) 選考結果

選考の結果は、平成28年10月28日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.ota-ed.jp/>）にも掲載する。

6 試験の配点

個人面接 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

8 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

- (1) 合格者は、平成29年4月1日付けで採用する。
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①、②のいずれかに該当する場合は採用しない。
 - ① 受験資格がないことが判明した場合
 - ② 大分県教育関係職員健康診断審議会の審議の結果、「就労不可」と判断された場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があ

った場合は、合格を取り消すことがある。

- (4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。
- 10 その他
携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

平成二十八年十二月十八日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号

ホルトホール大分

なお、受験者数によっては、次の場所も試験会場として使用する。

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール

三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

- 1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）
 - (一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (二) 人体の働きと医薬品
 - (三) 医薬品の適正使用と安全対策
- 2 午後の部（午後二時から午後四時まで）
 - (一) 主な医薬品とその作用
 - (二) 薬事関係法規と制度

四 申請手続

1 提出書類

(一) 受験申請書(氏名、生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。)

(二) 写真台帳(申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所に貼付すること。)

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納入すること。

なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

(一) 大分県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を所管する保健所(保健部を含む。以下同じ。)に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

(二) 以外の者

大分県福祉保健部業務室(〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号)に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部業務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

五 申請受付期間

平成二十八年八月二十九日(月曜日)から九月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

平成二十九年一月二十六日(木曜日) 午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに

に、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部業務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

1 十一月月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十四日(月曜日)までに届かない場合は、大分県福祉保健部業務室に連絡すること。

大分県福祉保健部業務室 電話番号 ○九七―五〇六―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。

3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部業務室のホームページに掲載する。

平成二十八年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時及び場所

1 日時

平成二十八年十月七日(金) 午後零時五十分から午後三時五十分まで

2 場所

大分市府内町三丁目十番一号

大分県庁舎別館八階 八十四会議室

二 試験の内容

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識 二十問
- (二) 公衆衛生に関する知識 二十問
- (三) 洗たく物の処理に関する知識 二十問

2 実技試験

洗たく物の処理に関する技能 二十問

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先

県内に住所又は就業地を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

保健所に提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に提出すること。

保健所に提出すること。

保健所に提出すること。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成二十八年八月一日（月）から同月十九日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）。なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（平成二十八年八月十九日（金）までの消印があるもの）に限り受け付ける。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦五センチメートル・横四センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

より地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習会の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

平成二十八年六月十七日

網猟免許試験	種類	対象者	一 試験の種類及び対象者		大分県知事 広 瀬 勝 貞																																					
			銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者																																							
			<p>1 日時 平成二十八年九月二十九日 午前八時五十分から午後五時まで 平成二十八年九月三十日 午前九時から午後五時十五分まで なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。</p> <p>2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室</p> <p>四 講習の方法</p> <table border="1"> <tr> <td>講 習 内 容</td> <td>講習時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病</td> <td>四 四 六</td> </tr> </table> <p>五 受講手続及び受付期間 県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の県収入証紙と写真を貼り付け、平成二十八年八月二十六日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山(漁)村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者にあつては、県中部振興局農山漁村振興部(大分市府内町三丁目十番一号)に申し込むこと。</p> <p>六 講習会修了証明書の交付 講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。</p> <p>七 携行品 1 筆記用具 2 家畜商講習会テキスト(当日、会場であつせんする。)</p> <p>八 その他 講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山(漁)村振興部に問合 わせること。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四 十一条の規定により、次のとおり平成二十八年年度狩猟免許試験を実施する。 平成二十八年六月十七日</p>				講 習 内 容	講習時間	家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	四 四 六																																
講 習 内 容	講習時間																																									
家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	四 四 六																																									
			<p>わな免許試験</p> <p>第一種銃猟免許試験</p> <p>第二種銃猟免許試験</p> <p>二 試験の日時、場所等</p> <p>1 第一回試験</p> <p>(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験</p> <table border="1"> <tr> <td>受験対象者</td> <td>試験区分</td> <td>日 時</td> <td>場 所</td> </tr> <tr> <td>大分県東部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>大分県中部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>大分市大手町 大分県庁舎本館</td> </tr> <tr> <td>大分県南部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>大分県西部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>日田市城町 大分県日田総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>大分県北部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで</td> <td>宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎</td> </tr> </table> <p>(二) 網猟免許及びわな免許試験</p> <table border="1"> <tr> <td>受験対象者</td> <td>試験区分</td> <td>日 時</td> <td>場 所</td> </tr> <tr> <td>大分県東部振興局管内 に住所を有する者</td> <td>知識試験 適性試験 技能試験</td> <td>八月二十一日(日) 午前九 時から午後五時まで</td> <td>杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター</td> </tr> </table>				受験対象者	試験区分	日 時	場 所	大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター	大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎	大分県西部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎	受験対象者	試験区分	日 時	場 所	大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十一日(日) 午前九 時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
受験対象者	試験区分	日 時	場 所																																							
大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター																																							
大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館																																							
大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎																																							
大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎																																							
大分県西部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎																																							
大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十日(土) 午前九時 から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎																																							
受験対象者	試験区分	日 時	場 所																																							
大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月二十一日(日) 午前九 時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター																																							

大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	八月二十一日（日）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
	知識試験 技能試験	八月二十一日（日）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	八月二十一日（日）午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	八月二十一日（日）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	八月二十一日（日）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
2 第二回試験			
(一) 網猟免許及びわな猟免許試験			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
大分県東部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
大分県中部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
3 第三回試験			
(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
大分県北部振興局管内 に住所を有する者	知識試験 技能試験	九月十日（土）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
県内に住所を有する者	知識試験 技能試験	十月八日（土）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
県内に住所を有する者	知識試験 技能試験	十月九日（日）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館
三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間			
1 受付期間			
(一) 第一回試験			
平成二十八年七月十五日（金）から同月二十八日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。			
(二) 第二回試験			
平成二十八年八月二十二日（月）から同月三十日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。			
(三) 第三回試験			
平成二十八年九月十五日（木）から同月二十八日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。			
2 受付時間			
午前八時三十分から午後五時十五分まで			
四 受験手続			
受けようとする狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、原則として申請者の住所を管轄する振興局に提出すること。			

<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部</p> <p>2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</p> <p>3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>五 狩猟免許申請手数料</p> <p>狩猟免許申請書に次の額の大口収入証紙を貼り付けて提出すること。</p> <p>1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者 三千九百円</p> <p>2 1に掲げる者以外の者 五千二百円</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p>	<p>試験区分 内 容</p> <p>知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験 視力、聴力及び運動能力</p> <p>技能試験 猟具の取扱、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別</p>	<p>注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受け</p>												
<p>なかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p> <p>八 狩猟免許の交付</p> <p>狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p> <p>九 その他</p> <p>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせる。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり平成二十八年年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。</p> <p>平成二十八年六月十七日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>更新対象者</p> <p>一 更新対象者 県内に住所を有し、平成二十五年年度に狩猟免許を取得した者</p> <p>二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所</p>	<p>更新対象者</p> <table border="1"> <tr> <td>大分県東部振興局管内に住所を有する者</td> <td>九月六日（火）午前九時から午後五時まで</td> <td>杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>大分県中部振興局管内に住所を有する者</td> <td>九月二日（金）午後一時から午後五時まで</td> <td>大分市下郡 大分県教育会館</td> </tr> <tr> <td>大分県南部振興局管内に住所を有する者</td> <td>九月七日（水）午後一時から午後五時まで</td> <td>大分市東鶴崎 鶴崎公民館</td> </tr> <tr> <td>大分県南部振興局管内に住所を有する者</td> <td>九月一日（木）午前九時から午後五時まで</td> <td>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</td> </tr> </table>	大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月六日（火）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター	大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月二日（金）午後一時から午後五時まで	大分市下郡 大分県教育会館	大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月七日（水）午後一時から午後五時まで	大分市東鶴崎 鶴崎公民館	大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月一日（木）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月六日（火）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター												
大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月二日（金）午後一時から午後五時まで	大分市下郡 大分県教育会館												
大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月七日（水）午後一時から午後五時まで	大分市東鶴崎 鶴崎公民館												
大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月一日（木）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎												

平成二十八年六月十七日

大分県報（公告）

<p>大分県豊肥振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月六日（火） 午前九時から午後五時まで 豊後大野市清川町砂田</p> <p>九月七日（水） 午前九時から午後五時まで 竹田市久住町久住くじゅうサンホール</p>
<p>大分県西部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月二日（金） 午前九時から午後五時まで 日田市城町</p> <p>九月六日（火） 午前九時から午後五時まで 大分県日田総合庁舎</p>
<p>大分県北部振興局管内に住所を有する者</p>	<p>九月二日（金） 午前九時から午後五時まで 宇佐市大字法鏡寺</p> <p>九月六日（火） 午前九時から午後五時まで 大分県宇佐総合庁舎</p>
<p>県内に住所を有する者</p>	<p>九月九日（金） 午前九時から午後五時まで 大分市大手町</p> <p>九月九日（金） 午前九時から午後五時まで 大分県庁舎本館</p>

<p>三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間</p> <p>1 受付期間 平成二十八年八月一日（月）から同月十七日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。</p> <p>2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 更新手続 狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。</p> <p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部</p> <p>2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</p> <p>3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p>	<p>五 狩猟免許更新申請手数料</p> <p>狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。</p> <p>2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 講習及び適性検査の内容</p> <p>1 講習の内容</p> <p>(一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。</p> <p>(二) 鳥獣の判別に関すること。</p> <p>(三) 猟具の取扱いに関すること。</p> <p>(四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。</p> <p>2 適性検査の内容</p> <p>(一) 視力</p> <p>(二) 聴力</p> <p>(三) 運動能力</p> <p>八 狩猟免許の交付</p> <p>講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p> <p>九 その他</p> <p>1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p> <p>2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</p> <p>3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p> <p>~~~~~</p> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。</p>
---	--

平成二十八年六月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 作業の種類

基本測量（高度地域基準点測量、水準測量）

二 作業の地域

大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び玖珠郡玖珠町

三 作業の期間

平成二十八年六月二十日から平成二十九年三月十日まで

平成二十八年六月十七日

大分県報（公告）